

第十七章 一般規定及び例外

第十七・一条 定義

この章の規定の適用上、「一般に適用される行政上の決定」とは、行政上の決定又は解釈であつて、一般的に当該決定又は解釈の対象となる全ての者及び事実関係について適用され、並びに行動規範を形成するものをいい、次のものを含まない。

- (a) 行政上の手続又は準司法的な手続において行われる認定又は決定であつて、個別の事案において他の締約国の特定の者、物品又はサービスについて適用されるもの
- (b) 特定の行為又は慣行について判断する決定

第十七・二条 地理的適用範囲（注1、注2）

この協定は、締約国が世界貿易機関設立協定に基づき他の締約国との関係において自国の義務を負う地理的範囲に適用する。

注1 この協定のいかなる規定も、領域主権に関する問題又は海洋法に関する問題についての締約国の立場を害するものではない。

注2 この協定の適用上、「領域」とは、この条の規定に従つて決定される地理的範囲と同一の地理的範囲を有するものとする。

第十七・三条 公表

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係を有する者及び他の締約国が知ることができるような方法により速やかに公表（実行可能な場合にはインターネットにおけるものを含む。）を行い、又は他の方法により利用可能なものとすることを確保する。

2 各締約国は、可能な限り、かつ、実行可能な限りにおいて、次のことを行う。

(a) 1に規定するこの協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定であつて自国が採用しようとするものを事前に公表すること。

(b) 適当な場合には、利害関係を有する者及び他の締約国に対し、1に規定するこの協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定についての意見を提出するための適当な機会を与えること。

第十七・四条 情報の提供

いずれかの締約国の要請があつた場合には、当該要請を受けた締約国は、この協定の対象となる事項に関

する実際の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定又はこれらの案であつて、この協定の運用に影響を及ぼし得ると当該要請を行った締約国が認めるものについて、速やかに情報を提供し、及び質問に回答する。

第十七・五条 行政上の手続

各締約国は、この協定の対象となる事項に関する自国の法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を一貫性があり、公平であり、客観的であり、及び合理的である態様で運用するため、個別の事案において他の締約国の特定の者、物品又はサービスについてこれらの措置を適用する自国の行政上の手続において、次のことを確保する。

- (a) 可能な場合には、自国の国内手続に従い、当該行政上の手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、当該行政上の手続がいつ開始されるかについての適当な通知（当該行政上の手続の性質、当該行政上の手続を開始する法的権限及び問題となっている事項の概要の記載を含む。）が行われること。

- (b) 時間的に許容され、かつ、当該行政上の手続の性質上及び公共の利益上許容される場合には、当該行

政上の手続によって直接に影響を受ける他の締約国の者に対し、最終的な行政上の行為の前に、その立場を裏付ける事実及び主張を提示するための適当な機会が与えられること。

(c) 当該各締約国が自国の法令に従って自国の手続に従うこと。

第十七・六条 審査及び上訴

1 各締約国は、この協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正のため、司法裁判所、準司法的な機関若しくは行政裁判所を設置し、若しくは維持し、又は司法上、準司法上若しくは行政上の手続を採用し、若しくは維持する。これらの裁判所又は機関は、公平であり、かつ、行政上の実施について責任を有する機関又は当局から独立しているものとし、事案に関する裁判又は手続の結果について実質的な利害関係を有してはならない。

2 各締約国は、1に規定する裁判所、機関又は手続において、各当事者が次のことに関する権利を与えられることを確保する。

(a) 当該各当事者がその立場を裏付ける主張を行い、又はその立場を防御するための適当な機会が与えられること。

(b) 証拠及び記録された意見又は自国の法令上必要とされる場合には関連する機関若しくは当局が作成する記録に基づく決定が行われること。

3 各締約国は、自国の法令に定める上訴又は更なる審査に従うことを条件として、問題となっている行政上の行為について、2 (b)に規定する決定が1に規定する機関又は当局によって実施され、及び当該機関又は当局の業務を規律することを確保する。

第十七・七条 情報の開示

この協定のいかなる規定も、締約国に対し、秘密の情報であつて、その開示が自国の法令に反し、法令の実施を妨げ、若しくは公共の利益に反することとなるもの又は公私の特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなるものの提供を要求するものではない。

第十七・八条 秘密の取扱い

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、締約国が、この協定の規定に従つて他の締約国に対して情報を提供する場合において、当該情報を秘密であると指定するときは、当該他の締約国は、自国の法令に従い、当該情報の秘密性を保持する。

第十七・九条 腐敗行為の防止に関する措置

1 各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及び阻止するために適当な措置をとる。

2 いずれの締約国も、この条の規定の下で生ずる問題について、第十九章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならない。

第十七・十条 生物の多様性に関する条約

各締約国は、千九百九十二年六月五日にリオデジャネイロで作成された生物の多様性に関する条約に基づく自国の権利及び責任を確認する。

第十七・十一条 審査制度及び紛争解決

締約国の権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）（注1）による決定（注2）であつて外国投資の提案の承認又は許可の可否に関するもの及び承認又は許可に当たり従うべき条件又は要求を強制することは、第十九章（紛争解決）の紛争解決の規定の対象とならない。

注1 この条の規定の適用上、「権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）」とは、この協定が効力を生ずる日において、

次のものをいう。

- (a) オーストラリアについては、同国の外国投資に関する枠組み（千九百七十五年の外国資本による資産の取得及び事業の買収に関する法律（連邦）及びその改正を含む。）の下におけるオーストラリア連邦財務大臣
- (b) カンボジアについては、次の法令及びその改正に基づいて指定されたカンボジア開発評議会
- (i) カンボジア王国の投資に関する法律を公布する勅令（千九百九十四年八月五日）（NS勅令千九百九十四年第三号）
- (ii) カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律を公布する勅令（二千三年三月二十四日）（NS勅令二千三年三月第九号）
- (iii) カンボジア王国の投資に関する法律の実施に関する政令（千九百九十七年十二月二十九日）（政令告示第八十八号）
- (iv) カンボジア王国の投資に関する法律を改正する法律の実施に関する政令（二千五年九月二十七日）（政令告示第一百十一号）
- (v) 経済特別区域の設定及び管理に関する政令（二千五年十二月二十九日）（政令告示第四百十八号）
- (c) 中国については、中華人民共和国外国投資法（二千十九年三月十五日に採択されたもの）及びその改正を含む関係法令に基づいて政府の承認を必要とする分野への外国投資について承認を与える責任を有する当局

(d) インドネシアについては、投資に関する法律（二千七年法律第二十五号）その他の関係する法令及び政策（これらの法令及び政策の改正を含む。）に基づいて指定された権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）

(e) 韓国については、外国人投資促進法（二十九年八月二十日）（法律第一万六千四百七十九号）、外国人投資促進法施行令（二十十八年九月十八日）（大統領令第二万九千七百七十二号）、外国人投資に関する規定（二十十八年七月六日）（産業通商資源部通達二十十八年第三百三十七号）、外国人投資統合公告（二十十八年二月二十七日）（産業通商資源部二千十八年第九十一号）及び産業技術の流出防止及び保護に関する法律（二十九年八月二十日）（法律第一万六千四百七十六号）並びにこれらの法令の改正において掲げる権限のある当局

(f) ラオスについては、投資の促進に関する法律（二十六年十一月十七日）（法律第十四号）及びその改正の下における計画投資省並びに企業に関する法律（二十三年十二月二十六日）（法律第四十六号）及びその改正の下における産業商業省

(g) マレーシアについては、千九百八十六年の投資促進法（法律第三百二十七号）、千九百六十七年の所得税法（法律第五十三号）、千九百七十四年の石油開発法（法律第四百四十四号）、千九百七十五年の産業調整法（法律第五百五十六号）等及びこれらの法律の改正に基づいて任務を遂行し、及び権限を行使する大臣

(h) ミャンマーについては、ミャンマー投資法（二十六年十月十八日）（連邦議会議法二千十六年第四十号）及びミャンマー投

資規則（二十十七年三月三十日）（ミャンマー連邦共和国政府計画財務省通達二十十七年第三十五号）の下におけるミャンマー投資委員会及び地方又は州の投資委員会並びにミャンマー経済特別区域法（二十四年一月二十三日）（連邦議会法二十四年第一号）及び産業区域法（二十二十年五月二十六日）（連邦議会法二十二十年第七号）並びにこれらの法律の改正の下における委員会

(i) ニュージーランドについては、同国の海外投資に関する枠組み（二十五年の海外投資法及び千九百九十六年の漁業法並びにこれらの法律の改正を含む。）に基づいて権限を与えられた意思決定を行う大臣

(j) タイについては、外国投資が提案され、又は承認される分野又は活動について同国の法令（その改正を含む。）に基づいて責任を有する権限のある当局

(k) ベトナムについては、投資に関する法律及びその他の関係法令（例えば、有価証券に関する法律、信用機関に関する法律、保険業に関する法律及び石油及びガスに関する法律）（これらの法律の改正を含む。）に定める権限のある当局

この協定が効力を生ずる日の後に締約国が権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）を設置する場合には、この条の規定は、当該権限のある当局についても、適用する。

注2 この条の規定の適用上、「権限のある当局（外国投資に関する当局を含む。）による決定」とは、次のものをいう。

(a) 日本国については、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。その改正を含む。）に基づく決定であつて、同法に基づく事前届出を要する投資に関するもの（投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止の命令を含む。）

(b) フィリピンについては、共和国法第一万二千三百三十二号（別名フィリピン改正会社法）の下における証券取引委員会、大統領令第二百九十二号（別名千九百八十七年行政法）（その改正を含む。）の下における国家安全保障会議、大統領令第二百二十六号（別名千九百八十七年包括投資法）（その改正を含む。）の下における投資委員会又は共和国法第七千四十二号（別名千九百九十一年外国投資法）（その改正を含む。）に基づいて特定分野若しくは活動を規制する管轄権及び権限を与えられたフィリピン政府の関係機関による決定並びにその修正

第十七・十二条 一般的例外

1 第二章（物品の貿易）、第三章（原産地規則）、第四章（税関手続及び貿易円滑化）、第五章（衛生植物検疫措置）、第六章（任意規格、強制規格及び適合性評価手続）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、千九百九十四年のガット第二十条の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注 締約国は、千九百九十四年のガット第二十条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な

環境に関する措置が含まれること並びに同条(g)の規定が有限天然資源（生物資源であるかどうかを問わない。）の保存に関する措置について適用されることを了解する。

2 第八章（サービスの貿易）、第九章（自然人の一時的な移動）、第十章（投資）及び第十二章（電子商取引）の規定の適用上、サービス貿易一般協定第十四条（注を含む。）の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。（注）

注 締約国は、サービス貿易一般協定第十四条(b)に規定する措置には、人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な環境に関する措置が含まれることを了解する。

第十七・十三条 安全保障のための例外

この協定のいかなる規定も、次のいずれかのことを定めるものと解してはならない。

(a) 締約国に対し、その開示が自国の安全保障上の重大な利益に反すると当該締約国が認める情報の提供を要求すること。

(b) 締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次のいずれかの措置をとることを妨げること。

- (i) 核分裂性物質若しくは核融合性物質又はこれらの生産原料である物質に関する措置
- (ii) 武器、弾薬及び軍需品の取引並びに軍事施設に供給するため直接若しくは間接に行われるその他の貨物及び原料の取引に関する措置又は軍事施設のため直接若しくは間接に行われるサービスの提供に関する措置

- (iii) 通信、電力及び水道の基盤を含む中枢的な公共基盤（注）を防護するためにとる措置

注 中枢的な公共基盤は、公有のものであるか私有のものであるかを問わない。

- (iv) 国家の緊急時又は戦時その他の国際関係の緊急時にとる措置

- (c) 締約国が国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従って措置をとることを妨げること。

第十七・十四条 租税に係る課税措置

1 この条の規定の適用上、

- (a) 「租税条約」とは、二重課税の回避のための協定その他の租税に関する国際協定又は国際取決めをいう。

(b) 「租税」及び「租税に係る課税措置」には、輸入税及び関税を含まない。

2 この条に別段の定めがある場合を除くほか、この協定のいかなる規定も、租税に係る課税措置については、適用しない。

3 この協定は、租税に係る課税措置に関し、次の規定が当該租税に係る課税措置に関して権利を与え、又は義務を課する限りにおいてのみ権利を与え、又は義務を課する。

(a) 世界貿易機関設立協定の規定

(b) 第十・九条（資金の移転）の規定

4 この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。租税に係る課税措置に関し、この協定と租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先する。

5 この協定のいかなる規定も、締約国が自国を拘束する現行の又は将来における租税条約から生ずる待遇、特惠又は特権に伴う利益を他の締約国に与えることを義務付けるものではない。

第十七・十五条 国際収支の擁護のための措置

1 締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、

当該締約国は、次のことを行うことができる。

(a) 物品の貿易については、千九百九十四年のガット及び国際収支に係る規定に関する了解に従い、輸入制限的な措置を採用し、又は維持すること。

(b) サービスの貿易については、自国が約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を採用し、又は維持すること。

2 投資については、締約国において国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合又は例外的な状況において、資本の移動に関連する支払若しくは資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらし、若しくはもたらすおそれがある場合には、当該締約国は、第十・一条（定義）に定義する対象投資財産に関連する支払又は資金の移転に対する制限を採用し、又は維持することができる。

3 1(b)又は2の規定に基づいて採用し、又は維持する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a) IMF協定（その改正を含む。）に適合するものであること。

(b) 他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものである

ること。

(c) 1 (b)又は2に規定する場合に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(d) 一時的なものであり、かつ、1 (b)又は2に規定する場合が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

(e) いずれの締約国に対しても、当該締約国以外の締約国又は非締約国よりも不利でない待遇を与えるよう無差別に適用されるものであること。

4 サービスの貿易及び投資に関し、

(a) 経済発展又は経済の移行の過程にある締約国の国際収支に対する圧力により、特に経済発展又は経済の移行に係る当該締約国の計画の実施のために十分な資金準備の水準を維持することを確保するために制限を採用することが必要となり得ることが認められる。

(b) 締約国は、1 (b)又は2に規定する制限を決定するに当たり、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要な経済分野を優先させることができる。ただし、特定の分野を保護するために当該制限を採用し、又は維持してはならない。

5 1又は2の規定に基づいて締約国が採用し、若しくは維持する制限的な措置若しくは制限又はその変更については、他の締約国に対して速やかに通報する。

6 1又は2の規定に基づいて制限的な措置又は制限を採用し、又は維持する締約国は、次の要件を満たすものとする。

(a) 投資については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国に対して回答すること。ただし、当該協議がこの協定の範囲外で行われていない場合に限る。

(b) サービスの貿易については、自国が採用した制限に関する協議を要請する他の締約国と速やかに協議を開始すること。ただし、当該協議がWTOにおいて行われていない場合に限る。

第十七・十六条 ワイタング条約

1 この協定のいかなる規定も、ニュージーランドが、この協定の対象となる事項について、マオリ族に対してより有利な待遇を与えるために必要であると認める措置（ワイタング条約に基づく自国の義務の履行を含む。）を採用することを妨げるものではない。ただし、当該措置が他の締約国の者に対する恣意的若しくは不当な差別の手段又は物品の貿易、サービスの貿易及び投資に対する偽装した制限として用いられ

ないことを条件とする。

2 締約国は、ワイタング条約の解釈（同条約の下で生ずる権利及び義務の性質に関するものを含む。）がこの協定の紛争解決の規定の対象とならないことに合意する。第十九章（紛争解決）の規定は、その他の場合には、この条の規定について適用する。第十九・十一条（パネルの設置及び再招集）の規定に従って設置されるパネルに対しては、1に規定する措置がこの協定に基づく締約国の権利と抵触するかどうのみ決定するよう要請することができる。